

# 社会教育主事講習の現状、試み及び課題

— 平成 7 年度講習の報告に代えて —

教育学部 菊 池 龍三郎

## はじめに

社会教育主事は、教育委員会において社会教育に関する専門的・技術的な指導と助言を行う職員とされている。とりわけ社会教育主事は、都道府県や市町村において生涯学習推進に関する体制整備の中心的な存在として、以前に比してより重要な役割を担っており、実際その任務も著しく拡大してきている。

その社会教育主事の養成は、大学においては、学則等に掲載されている必要科目・単位を在学中に履修することによって取得することによる他に、文部省から委嘱された年度に一定期間集中的に所定の科目・単位を履修することにもよっている。

本稿は、文部省の委嘱を受けて平成 7 年度に本学が実施した社会教育主事講習の報告を兼ねて、社会教育主事講習の意義と現状及び課題を整理することを目的とする。

## 一 「社会教育主事」とは何か

社会教育主事は、都道府県、市町村の教育委員会事務局に置かれている職員である。その法的根拠は、社会教育法、教育公務員特例法に求められる。しかも、事務職員を除いて社会教育関係職員の中で唯一の必置制をとる職員である。

### 【社会教育法第九条の二】（社会教育主事及び主事補の設置）

- 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。  
2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

### 【社会教育法第九条の三】（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な指導と助言を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事の職務は、「社会教育を行う者に専門的技術的な指導と助言を与える」ことだとされている。ここで「社会教育を行う者」とはどういう意味か。もともとは、たとえば地域青年団や婦人会、あるいは P T A などの「社会教育関係団体」などの会長、副会長など団体で指導的な役割を果たす人物、つまり役員などを指すものという解釈が一般的

であった。これは伝統的に日本の社会教育の特徴が「団体中心型」「集団活動中心型」であったため、団体活動を指導する役員などをもって「社会教育を行う者」とする理解があったからだとされている。しかも社会教育をそういう団体活動的なイメージで理解する仕方は、既に法的な根拠を持っている。即ち同法第2条の「社会教育の定義」に明記されていて、これによって「社会教育を行う者」の具体的な意味内容が導き出されてきていると理解できる。

#### 【社会教育法第二条】（社会教育の定義）

この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

つまりここでは「社会教育」を、①「学校教育を除く教育活動」として控除的に定義し、さらに、②主に青少年及び成人を対象に行われる教育活動であること、③組織的な教育活動であること、④体育及びレクリエーションの活動を含む教育活動であること、と定義している。この中でのポイントは社会教育を「組織的な教育活動」と捉えている点であろう。つまり重要なことは、少なくとも立法時には、社会教育は一般には「団体活動」のイメージで捉えられていたということである。なぜならば、わが国の社会教育は伝統的に国家が行う民衆教化であり、かつ国家及び行政が直接間接に行う社会教育はマスとしての教育であるという戦前からの理解は、一貫して戦後も残っていたから、言い換えればそれ以外の社会教育の方法・形態というものをわれわれは知らなかつたから、ここから社会教育イコール組織的な教育活動イコール団体活動中心という図式ができあがつたとみることができよう。つまり、組織的な教育活動とは、「いつも同じメンバーが同じ時間に同じ場所に集まって同じ内容を同じ進度で学習すること」という意味に理解してきた以上、それはイコール団体活動形態を意味していたと考えてよい。

もちろん、社会教育は団体活動ないし集団活動ばかりではない。近年、学習活動に対する関心が高まり、そして実際学習活動に参加する人々が増加しているが、その形態や方法は団体活動形態だけではなくになっている。というよりも重点はむしろ個人学習もしくはグループ活動など少数者による学習活動形態が中心になってきている。さらに近年における急速なメディアの発達は個人学習をさらに促進してきている。これはどういうことを意味するか。「組織的な教育活動」及び法第九条の三の「社会教育を行う者」の概念が変わってきたことなのである。特別に団体などに所属して団体活動という形で学習するのでなくとも、つまり個人で学習する人々もまた「社会教育を行う者」であると考えて

よいのである。その意味では「国民」すべてが「社会教育を行う者」であると解釈すべきなのである。

「専門的技術的な助言と指導を与える。但し命令及び監督をしてはならない。」の意味は、同法第五条（市町村の教育委員会の事務）及び第六条（都道府県教育委員会の事務）に列挙されている市町村や都道府県の教育委員会が行う種々の業務に関して、「社会教育を行う者」に専門的技術的な助言と指導を与えることと解されている。しかし、この社会教育主事の専門性とは何かに関してはこれまでさまざまな主張がなされてきているが深まつた議論にはなり得ていない。

## 二 社会教育主事の専門性

### 1. 社会教育主事論の整理

社会教育主事の専門性論に関する論議がさかんになったのは、昭和46年に当時文部省社会教育局長であった今村武俊による雑誌『社会教育』誌上での「社会教育主事の専門性に関する一考察」<sup>(1)</sup>がきっかけであったとされている。当時、いわゆるブチ屋と揶揄される社会教育主事が少なくなかったり、一方で行政事務さえ消化すればよいとする社会教育主事もいたりという一般的な事情のもとで、文部省の責任者として社会教育主事の任務の整理が必要であるとして問題提起を試みた一文であったが、これをきっかけとして主事の専門性を巡る論議が盛んに展開されるようになる。

社会教育主事はプランナー、プロデューサー、プロモーター等の人でなければならず、そこに社会教育主事の専門性が含み込まれているという、いわゆる日高幸男の「3P論」<sup>(2)</sup>を口切りにして、これにプログラマーなどを付け加えた4P論なども提案された。しかし社会教育主事にはこれら3Pあるいは4P的な役割を遂行することが求められるにしても、それを社会教育主事の専門性の固有の中身とすることには問題があった。また特に、これを社会教育主事固有の専門性と主張することによって逆に社会教育活動における住民（学習者）の主体的条件を減殺してしまうという批判もあった<sup>(3)</sup>。

一方、島田修一をはじめとして、社会教育主事の専門性の内容をこのように直接的に規定するのではなく、「国民の教育学習活動の自主的民主的発展を保障する専門的力量」として、つまり社会教育を受ける権利を実質的に保障し、その民主的な発展を図る担い手としての「社会教育労働者」として捉えようとする考え方も提起された<sup>(4)</sup>。

さらに、社会教育主事が現実に行っている職務を実態に即して調査分析し、そこで析出された要素を体系化した安原昇の考え方もある。すなわち、①社会教育行政計画の立案、②学習計画の立案と展開、③学習課題の把握と社会教育の調査の技法、④集団運営や団体

育成の技術、⑤学習指導の方法や有志指導者の活用、⑥社会教育評価等に関する知識・技術が社会教育主事の専門性の具体的な内容であるとされる<sup>(5)</sup>。

## 2. 46年社会教育審議会答申における社会教育主事の専門性

昭和46年に文部省の社会教育審議会は、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」と題する答申を行った。その第三部「社会教育行政の当面の重点」の(1)の「社会教育主事の重要性とその整備充実」において、社会教育主事の専門性に関わると考えられる言及がなされている。

すなわち、「社会教育主事は、時代の進展に対応する豊かな教養と高い識見を要求されるとともに、社会教育に関する高度の専門的な知識・技術と各種の情報の収集・整理の能力が必要である」としている。ここでは専門的能力の構造を、基礎的な資質（時代に応じた豊かな教養と高い識見）とその上に立って必要とされる専門的な能力（社会教育に関する高度な専門的な知識・技術と情報の収集・整理の能力）から成るとしている。

さらに市町村の社会教育主事については、「住民の自発的学習を助成し、その地域における社会教育活動を推進するための実際的な世話役」と位置づけた上で、「住民の学習希望の実態と地域の教育的必要を把握し、学習意欲を喚起し、集会等の開設を計画し、施設の配置・利用計画を立て、学習内容を編成し、さらには指導者の発掘とその活用計画を立てるなど、地域における社会教育計画の立案者および学習の促進者として、重要な役割を果たさなければならない」としている。ここでは市町村の社会教育主事に必要な具体的な能力として、地域において住民の自発的な学習活動を組織するために必要なひとまとめの資質が列挙されている。

また、都道府県の社会教育主事については、「全県的な立場からの社会教育行政の推進、市町村教育委員会に対しての助言・指導の役割を果たさなければならない」として、市町村社会教育主事に比べてより広い立場からの職務の推進と市町村社会教育主事に対する指導があげられている<sup>(6)</sup>。

## 3. 社会教育主事養成に関する社会教育審議会成人教育分科会報告

社会教育審議会成人教育分科会は昭和61年に「社会教育主事の養成について」と題する報告を行った。この中で社会教育主事は「時代の進展に即応し得る豊かな教養と高い識見を備える」にとどまらず、特に「今日の社会教育が当面している課題に対処するためには、幅広い視野の中で、人々の学習要求や社会が要請する課題を敏速かつ的確に把握して、必要な施策を企画実施し、社会教育に関連する事業との調整を図る資質・能力等が求められており、こうした資質・能力を支えるものとして、とりわけ、社会教育に取り組む積極

性と柔軟な発想を身につけることが重要視されている」として、明らかに生涯学習時代を意識した専門性論を展開している。

すなわち社会教育主事に対しては、何よりも人々のさまざまなニーズを従来にない新しい枠組みで学習活動として組織できる「企画・実践力」と、生涯学習に直接間接に関わる各種の教育・文化活動を地域住民の生涯にわたる発達に役立てるために統合する「調整力」、そしてその基礎としての「積極性」と「柔軟な発想」を要求している。この報告は現在の社会教育主事の専門性の内容に関して、したがってその養成に大きな影響力を持っている。さらに留意すべきことは、この「報告」が社会教育主事の養成のあり方の見直しを目論んでいたこと、従ってそれにより「社会教育主事講習等規程」などの改訂がなされたことである。以下報告の内容を要約して挙げておく<sup>(7)</sup>。

#### (1) 学習課題の把握と企画立案の能力

社会教育主事の職務は、社会教育を経営するという観点から地域が当面している問題や住民の学習関心・学習要求さらに地域の教育資源や教育力を的確に把握して社会教育計画を立案し、事業を円滑に実施し、社会教育指導者に対して指導・助言を行うことであり、そのためには「市場」という観点を導入した学習環境に関する調査の企画、データの分析・診断、必要な施策を立案・実施できる能力、端的にいえば「地域と人をつかみ、施策や実際の活動に生かす能力」が必要である。

#### (2) コミュニケーションの能力

学習環境の変化に応じて、学習に関わる情報を提供したり学習相談に応じる社会教育を充実する必要があるが、ここで社会教育主事が積極的な役割を果たすことが期待される。そのためには、①新しいメディアの活用、②情報の収集・整理・提供や広報・広聴の知識・技術の習得、③学習相談において個人やグループが真に求めていることをとらえて的確に対応できることが肝要である、それらは全体としてコミュニケーションの能力を獲得するとであるといってよい。

#### (3) 組織化援助の能力

社会教育は人々が集い、共に学び、結び合っていくことを奨励してきた。集団学習には、学習者が相互に触発し合いながら自己を高め合っていくという個人学習では得にくい教育機能があるが、集団学習におけるオルガナイザーとしての社会教育主事の役割は今後も重要性が失われることはない。また学習活動を通じて形成された人間関係がある種の凝集効果を生み、それが地域への関心を高め、連帯感の醸成や地域活動への参加などの波及効果を生んでいる。そのことからも学習集団の適切な組織化が重要であり、社会教育主事にはグループワーク等人間関係に関する知識・技術の習得が求められる。

#### (4) 調整者としての能力

今日の社会教育行政は、教育委員会以外の行政部門による社会教育関連事業、学校教育、民間の教育・文化・スポーツ事業及び企業内教育等との連絡・連携を図り、必要に応じて、それらへの援助方策を講じていかなければならない。その連絡・連携は機関相互の情報交換や広報その他を共同して行うにとどまらず、諸事業を生涯教育の理念に基づいて関連づけるといった積極的な意味合いを持つものである。そこで社会教育主事には、社会教育に関連する分野と協働できる視野の広さと調整能力が必要であり、さらに家庭、学校、社会の協力によって豊かな学習環境の整備が求められていることから、家庭、学校、社会のそれぞれの特性を生かしながら、それらの連携を推進していく役割が期待されている。

#### (5) 幅広い視野と探求心

多種多彩な内容と水準の学習機会の提供と学習情報の提供・学習相談の必要に対応するためには、人々の学習要求や社会が要請する課題の把握と、それへの対処のための的確な判断が必要であり、そのためには幅広い視野と一般的な知識を豊かにして、様々な内容領域の基本的な構造を的確に読み取る方法論を獲得することが求められている。

### 三 本学における社会教育主事の養成

#### 1. 養成の根拠

社会教育主事の養成は、基本的には社会教育法で規定されている。

**【社会教育法第九条の四】 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。**

- 一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関する職にあった者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上文部大臣の指定する教育に関する職にあった者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあったもの
- 四 第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

簡単にいえば、社会教育主事になるには、大きくいえば2つの道があるということである。大学で文部省令12号の定める所定の社会教育に関する科目を修得するか、一定の受講資格要件を備えた者が社会教育主事講習を受講して得るかのどちらかである。

なお、この第九条の四に規定する「社会教育に関する職及び教育に関する職」については昭和34年4月30日付け文部省告示第53号「社会教育に関する職及び教育に関する職の指定」、及び昭和35年3月28日付け文部省社会教育局長通達「社会教育主事の資格および社会教育主事講習の受講資格に関する認定について」等に規定されている。

すなわち、第一号における官公署若しくは社教団体における社会教育に関する職とは、①文部省（関係諸機関を含む）で社会教育または文化財の保護もしくは活用に従事している職員、②総理府中央青少年問題協議会で青少年問題の事務に従事している職員、③地教委で社会教育に関する事務に従事している職員、④社会福祉主事、児童福祉司の資格を有する児童相談所の所長および所員、改良普及員、⑤事業の範囲が市区町村規模以上の社会教育関係団体で事業の企画や実施に当たる役員とされている。

第二号は、教職員及び少年院や救護院で教育を担当している者である。

#### 【第九条の五】（社会教育主事の講習）

社会教育主事の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

これらのことからも、社会教育主事の養成は大学の責任でなされなければならないことが分かる。現在ほとんどの地方公共団体では社会教育主事の職にある者を最初から社会教育主事として採用してはいない。つまり社会教育主事の供給は、講習を受講した社会教育関係の行政職員や教職経験者を任用することで補給しているのである。大学が行う社会教育主事講習はそれだけに重要な役割を担っているといえよう。なおこの講習は「社会教育主事講習等規程」によっている。

#### 【社会教育主事講習等規程第三条】

社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目的単位を履修しなければならない。

科 目	単 位 数
社会教育の本質（社会教育概論）	二
社会教育計画	二
社会教育演習	二
社会教育特講	三

## 備考

- 一 社会教育の基礎（社会教育概論）は、社会教育の意義、生涯教育と社会教育、社会教育と学校教育、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容・方法・形態・学習者、社会教育指導者等の事項について授業を行うものとする。
- 二 社会教育計画は、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報提供と学習相談、社会教育と広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。
- 三 社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。

つまり、一でいう「社会教育の基礎」は、社会教育の基礎的な事項についての理解を与えることがねらいである。二の「社会教育計画」は、社会教育が関わるさまざまの問題分野における実践的な問題解決能力の育成を図るためにものである。三の「社会教育特講」は、社会教育行政上の重要な問題を取り上げ、さまざまな角度から総合的にその問題の解明を図るとともに、幅広い視野と社会的関心を持たせることがねらいである。

本学の社会教育主事講習のカリキュラムも基本的にはこれによっている。

## 2. 本学の講習の沿革

本学における社会教育主事講習の歴史は昭和46年から始まっている。最初から教育学部が担当してきた。他の諸大学と同様、本学も宇都宮大学との3年ローテーションで行っている。従って受講生は基本的には茨城県と栃木県の教職員や市町村職員、あるいは団体職員が中心であるが、昭和50年代まではこの他に千葉県と埼玉県、時には東京都からの受講生も引き受けている。

これまでに昭和46年、47年、48年、52年、53年、54年、58年、59年、60年、平成元年、2年、3年、7年と13年間担当している。この間に受講したのは約1,500人である。

社会教育主事講習は、演習を含む9単位を短期間に集中して受講させる方式を採用している。そのため大体は夏季休暇期間中に、しかも集中講義方式で実施する形態にならざるを得ない。本学でもこのやりかたをとっている。しかしこれはそろそろ見直しの時期に来ていると考える。

実施体制についていいうと、どの大学でも「社会教育主事講習運営委員会」を組織することになっている。メンバーは文部省社会教育課長、大学関係者、関係各県社会教育（生涯学習）課長などである。運営委員会の目的は、講習の期間、カリキュラム、担当者の決定、受講者の受講資格の審査と決定、評価と修了者の決定などである。開催回数は大体3～4回である。

主事講習の円滑な実施には、大学と県の協力関係、また大学内でも担当する教官たちと事務スタッフとの連携が不可欠である。幸い本学の協力関係は良好で運営に支障は来していない。特に茨城県教育庁生涯学習課及び栃木県教育庁社会教育課の積極的な協力を得ている。

### 3. 生涯学習教育研究センターの参加

しかし前回の平成3年までは、主事講習の運営は教育学部だけで担当していたため、講義や演習の内容、またその担当者などがどうしても教育学部に偏りすぎたきらいがあったといえる。簡単にいえばほとんど教育学部の教官だけで担当したため、内容的に偏りがあったということである。言い換えれば、高齢化、情報化、国際化など激しい社会変動の中で、地域において生涯学習を推進する社会教育主事の養成という課題を考えたとき、もっと広い実施体制、協力体制が必要なのである。

平成3年から本学に「茨城大学生涯学習教育研究センター」が設置された。これまでの4年間に県内の各市町村、あるいはさまざまな地域と直接に結んで地域づくりや生涯学習のネットワークを組織して多くの成果をあげ、全国的に注目されてきている。このことはわが国の、とりわけ21世紀の日本社会の動向を見通したとき重要な意味を持っていると考える。つまりタテ型社会からヨコ型社会への歴史的な転換点にあって、学習を新たな座標軸で組織する必要が出てきているからである。生涯学習とは「ヨコ型の社会をつくる精神的な社会改革運動」であり、その場合、大学の生涯学習教育研究センターには国→都道府県→市町村→住民というタテ型の生涯学習供給体制からは抜け落ちてしまうさまざまな住民の学習ニーズを新しい視点から組織し、ネットワーク型社会への展望を拓くことが強く望まれている<sup>(8)</sup>。しかし実際は、従来のタテ型の系列で生涯学習の組織化が図られており、それが生涯学習推進の現在の問題点であり限界でもある。住民の学習をヨコつなぎに組織する現実的な諸条件を明らかにするためにも、大学の生涯学習教育研究センターはきわめて重要な役割を担っているといえよう。センターの機能は、学習を、地域に生きる生活者の目の高さで、しかもさまざまの社会変動の中での生活、生産、消費、文化等をヨコ糸に、人の一生にわたる発達をタテ糸にして織りなすところにある。さらに付け加えれば、こうした生涯学習センターの役割は、今後の大学改革にも大きく寄与するであろうという

ことである。

講習の内容を生涯学習的な観点から再編成せざるを得なくなってきた現状、大学の生涯学習教育研究センターが社会教育主事講習の企画と運営に参加したことは、今後の主事講習にとっても大きな意義のある変化であったといえる。

#### 4. 平成7年度の講習内容と評価

平成7年度の主事講習の改善点をあげれば大体次のようになる。①従来に比べて内容を一新したこと。もちろん講習カリキュラムの大枠は主事講習等規程によって規定されているから、講義・演習科目などは規程に掲載されているのと同じである。しかし、その内容については、従来は担当講師に一任していたのが、今回からは授業のねらい、取り扱ってほしい内容の範囲と重点的事項については、企画側が立案した上で講師に依頼することにしたこと。②現実に社会教育主事に必要とされる知識・技能の育成を目指したことである。とりわけ地域社会における住民の生涯学習や地域づくりの能力の基礎を育成することを重視する内容としたこと。③担当講師に地域や施設で生涯学習や地域づくりの推進に活躍している人材を積極的に活用するようにつとめたことである。

学習評価の方法は、個々の担当講師に委ねられている。しかし実際には限られた時間内で講義内容についてテストを行うわけにもいかないので、受講態度などで特に問題がなければ全員に合格点を与えている。ただし、それだけでは問題があると考え、本学の講習では以前からA4版の「学習記録カード」を作成し、受講科目ごとに、あるいは担当講師ごとにカード1枚で内容をまとめたり、感想を書かせたりしている。担当講師あるいは実施本部内の指導部会で読んで評価の補助資料としている。また講習終盤に指導部でテーマを3つほど用意してレポートを書いて貰い、それを全体の達成度をみるための評価の資料として行うこともある。

表1 平成7年度 社会教育主事講習授業科目・授業のねらい・担当講師

**平成 7 年度 社会教育主事講習 講義科目・担当者名 (茨城大学)**

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	ね ら い	時 間 数	教 育 方 法	担 当 者 名	講 師 の 職 業	講 師 の 氏 名
社会教育の基礎 (社会教育概論)	1	社会教育の基礎Ⅰ (社会教育の本質、意義、現状、課題と方向)	・社会教育の本質、意義、社会教育と生涯学習、わが国の生涯学習社会づくりの現状とその中の社会教育の課題について基礎的理 解を得る	3	講義	文部省主任社会教育調査官 筑波大学教授	山本 恒夫	
		社会教育の基礎Ⅱ (社会教育の歴史、諸外国の現状)	・日本及び諸外国の社会教育の歴史、諸外国の社会教育の現状について理解する	6	講義	茨城大学教授	菊池 龍三郎	
	2	社会教育の基礎Ⅲ (生涯学習と社会教育の関係、学社連携、企業内教育)	・社会教育と生涯学習、社会教育と学校教育の連携、企業・地域・家庭等関連領域との連携の課題と現状、新しいアイディアについて理解する	3	講義	茨城大学生涯学習教育研究センター助教授	長谷川 幸介	
		社会教育の基礎Ⅳ (社会教育の内容、方法・形態)	・社会教育の特質、特に内容・方法・形態や学習者から見た特質、学校教育とは違う教育の時間・空間の枠組み、「実際生活に即する教育」の意味、社会教育を支える教育論・生涯発達論等について理解する	6	講義	宇都宮大学生涯学習教育研究センター副センター長	瀬沼 克彰	
	3	社会教育の基礎Ⅴ (社会教育関係法令、国との社会教育行財政の特質、現状、課題と方向)	・社会教育の特質から見た社会教育行政のあり方、社会教育行政が行う社会教育、一般行政との違い、生涯学習関連行政施策の広がり、国の生涯学習推進の現状、社会教育財政の特質等について理解する	6	講義	東京家政大学教授	伊藤 俊夫	
		社会教育の基礎Ⅵ (地方社会教育行財政の特質、方向、課題)	・国や県の補助金の種類、予算の編成と執行の仕方、市町村の社会教育行財政の方針と課題についての基礎的理解を得る	3	講義	茨城県教育厅生涯学習課長	川井 康雄	
	4	社会教育の基礎Ⅶ (社会教育指導者論)	・社会教育指導者の種類、専門職員に求められる資質、能力、役割、生涯学習社会における指導者の概念と役割、ボランティアの活用等について理解する	3	講義	茨城大学教授	菊池 龍三郎	
		社会教育計画Ⅰ	・戦後日本の地域社会の変貌とコミュニケーション					

(地方社会教育行財政の特質、方向、課題)

(社会教育指導者論)

社会教育計画

	3	3	3	3	3	3	講義							
							川井 康雄	菊池 龍三郎	菊池 龍三郎	金藤 幸介	金藤 幸介	荒谷 信子	荒谷 信子	中川 志郎
社会教育の基礎Ⅶ (社会教育指導者論)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							行の仕方、市町村の社会教育行財政の方 向と課題についての基礎的理解を得る	社会教育指導者の種類、専門職員に求め られる資質、能力、役割、生涯学習社会 における指導者の概念と役割、ボランテ イアの活用等について理解する						
社会教育計画Ⅰ (地域社会と社会教育 計画、コミュニケーション 政策と社会教育)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							・戦後日本の地域社会の変貌とコミュニケーション政策、地域社会の諸類型・特性に対応した社会教育施策の理論と具体例、地域計画における社会教育計画の重要性について問題意識を持ち基礎的理解を得る	・社会教育における調査の必要性、調査の理論と基礎的技法について理解する						
社会教育計画Ⅱ (社会教育調査の技法 とデータの収集・解 釈・活用)	6	6	6	6	6	6	講義	3						
							・地域住民の学習意欲・関心・要求、事業の成立要件、学習成果の活用に対する傾向等の調査の企画の方法、データの解釈と活用等の諸問題について実例に即して理解							
社会教育計画Ⅲ (社会教育事業計画)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							・各種社会教育事業の企画の方法と魅力的な活動プログラムの作成と事業運営の方 法について具体例に即して理解する							
社会教育計画Ⅳ (社会教育の対象の理 解と組織化)	6	6	6	6	6	6	講義	3						
							・青少年教育、女性の社会参画、情報化・ 国際化の中での対象の変化、高齢者の生 きがい対策、5日制等今日的課題からの 社会教育事業の組織化の問題、グループ ワークに関する基礎的知識と方法等につ いて具体例に即して理解する							
社会教育計画Ⅴ (学習情報の提供と学 習相談)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							・なぜ生涯学習にとって学習情報は決定的 に重要なのか、学習情報の収集・整理・ 提供と学習相談の方法について理解する							
社会教育計画VI (社会教育の評価)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							・社会教育における評価とは何か、現状と 問題点、学習計画や活動の評価の理論と 評価の基礎的技法を学ぶ							
社会教育計画VII (各種社会教育施設及び文化施設の教育機 関)	3	3	3	3	3	3	講義	3						
							茨城県自然博物館長	茨城県教育庁生涯学習課長						

社会教育計画 (地域社会と社会教育 計画、コミュニケーション 政策と社会教育)	2	社会教育計画Ⅱ (社会教育調査の技法 とデータの収集・解 析・活用)	イ政策、地域社会の諸類型・特性に対応した社会教育施策の理論と具体例、地域計画における社会教育計画の重要性について問題意識を持ち基礎的理解を得る	3	講義	茨城大学教授 帯刀 治
			・社会教育における調査の必要性、調査の理論と基礎的技法について理解する	3	講義	常磐大学専任講師 金藤 ふゆ子
			・地域住民の学習意欲・関心・要求、事業の成立要件、学習成果の活用に対する傾向等の調査の企画の方法、データの解釈と活用等の諸問題について実例に即して理解	6	講義	常磐大学専任講師 金藤 ふゆ子
			・各種社会教育事業の企画の方法と魅力的な活動プログラムの作成と事業運営の方法について具体例に即して理解する	3	講義	国立沖縄青年の家所長 木村 清一
			・少年教育、女性の社会参画、情報化・国際化の中での対象の変化、高齢者の生きがい対策、5日制等今日的課題からの社会教育事業の組織化の問題、グループワークに関する基礎的知識と方法等について具体例に即して理解する	6	講義	茨城大学生涯学習教育研究 センター助教授 長谷川 幸介
			・なぜ生涯学習にとつて学習情報は決定的に重要なのか、学習情報の収集・整理・提供と学習相談の方法について理解する	3	講義	文部省社会教育官 荒谷 信子
			・社会教育における評価とは何か、現状と問題点、学習計画や活動の評価の理論と評価の基礎的技法を学ぶ	3	講義	文部省社会教育官 荒谷 信子
			・各種社会教育施設及び文化施設の教育機能と経営の理論について基礎的理解を得るとともに、経費、財源、職員等の諸問題についても現状を把握する	6 1.5 1.5	講義 講義 講義	茨城県自然博物館長 中川 志郎 水戸芸術館事務局長 笠間日動美術館事務局長 大津 良夫 中原 昭

グ ル ー プ 演 習	第Ⅰ部会：「地域ルネッサンスと生涯学習」部会 第Ⅱ部会：「ナマケ男を動かす生涯学習」部会 第Ⅲ部会：「性役割と女性の社会参画を考える」部会 第Ⅳ部会：「オタクっ子が輝く！学校外教育を構想する」部会 第Ⅴ部会：「人生80年型時代の高齢者いきがいづくり」部会 第Ⅵ部会：「地域人材さがしと学習ボランティア」部会 第Ⅶ部会：「誰もが役立つ奮い立つ学習情報・相談」部会 第Ⅷ部会：「学社フレッシュユース連携」部会	演習のポイント	演習	茨城大学教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学専任講師 常磐大学専任講師 茨城県教育庁生涯学習課	①地域に根ざす具体的な計画づくりの重視 ②様々な学習資源のつながりやネットワークづくりの重視 ③活動の場・機会・人・形態や方法の面での社会教育独自の視点の重視 ④住民個人や地域全体の生涯学習の推進という視点の重視 ⑤地域の個性や格差などへの配慮	30 (グループ研究)	菊池 龍三郎 長谷川 幸介 小川 正賢 生越 達淳一 岩佐 茂則 戸塚 孝喜 新井 ふゆ 金藤 稲穀 佐藤 孝弘 小田野 輝夫 横山 典男 関 賢二 作山 彰 茂木 英一郎 光司 大月
2	社会教育演習	体育・レクリエーション・野外教育の企画と展開	・自然観察の理論、基本的態度、技法 ・アウトドアライフの理論と基本的技法 ・体育・レクリエーションの理論、技法Ⅰ ・体育・レクリエーションの理論、技法Ⅱ ・体育・レクリエーションの理論、技法Ⅲ	3 演習 3 演習 3 演習 3 演習 3 演習	茨城大学教授 アウトドアライフ研究家 茨城大学教授 茨城県立中央青年の家社会教育主事 茨城県教育保健体育課指導主事	鈴木 昌友 中川 栄二 尾形 敬史 沼尻 鉄也 利久 利久	
			・学校は生涯学習と無関係か－新しい学力観は学校を超えた学習環境の設計から ・生涯学習推進の土台づくりで頑張つてします－派遣社教3年でどこまでできるか ・動かぬ山はかくして動いた－「町民大学ペアーノ」の苦労話を聞いて下さい ・黄門様と芸術館だけが水戸じゃない－新しい頃「好文カレッジ」を紹介します	1.5 実践報告 1.5 実践報告 1.5 実践報告 1.5 実践報告 9	新井 孝喜 久慈郡大子町派遣社会教育主事 真壁郡関城町生涯学習センター 水戸市好文カレッジ所長 森 正雄 福田 豊彦		
		【公開フォーラム】	・“生涯学習と地域づくりは手前ミソで” －わがマチづくり、ムラづくりへの思考	3 パネルフ ォーラム	コーディネーター 茨城大学教授 パネリスト 国立沖縄青年の家所長 菊池 龍三郎 木村 清一		

地域生涯学習社会づくりのプロセスと方法論	9	1.5 実践報告	森 豊彦	真壁郡関城町生涯学習センター 水戸市好文カレッジ所長	正雄 森 豊彦 福田
		1.5 実践報告	菊池 龍三郎 木村 清一 根本 嘉朗 市川 紀行 長谷川 幸介	パネルフ オーラム パネリスト 国立沖縄青年の家所長 那珂郡山方町長 稲敷郡美浦村長 茨城大学生涯学習教育研究 センター助教授	菊池 龍三郎 木村 清一 根本 嘉朗 市川 紀行 長谷川 幸介
【公開フォーラム】		3 パネルフ オーラム	新井 孝喜 笛目 毅 小田野 輝夫 作山 彰	茨城大学助教授 茨城大学専任講師 茨城県教育庁生涯学習課 茨城県教育庁生涯学習課 茨城県教育庁生涯学習課	茨城大学助教授 茨城大学専任講師 茨城県教育庁生涯学習課 茨城県教育庁生涯学習課
社会教育施設見学	6	見学 實地指導	有馬 純達 岩佐 淳一 渋谷 敦司 大嶋 和雄 小川 正賢	茨城大学生涯学習教育研究 センター所長 茨城大学教授	茨城大学生涯学習教育研究 センター所長 茨城大学教授
【特講 A】 社会の変化と社会教育への影響		3 3 3 3 3	講義 講義 講義 講義 講義	創価大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授	日立製作所日立工場副工場長 茨城大学助教授 流通経済大学教授
【特講 B】 社会教育をめぐる新しい動向	3	3 3 3 3 3	講義 講義 講義 講義 講義	茨城大学生涯学習教育研究 センター所長 吉田 昭久	藤平 誠二 吉田 昭久
社会教育特 講		3 3 3 3 3	講義 講義 講義 講義 講義	日立製作所日立工場副工場長 茨城大学助教授 流通経済大学教授	川又 諭 酒井 はるみ 渡邊 博史
【特講 C】 社会教育の内容・方法等に関する理解		3 3 3 3 3	講義 講義 講義 講義 講義	茨城大学教授 茨城大学教授	鈴木 暎一 加納 孝四郎
					茨城大学地域総合研究所 奨励研究員 消費生活コンサルタント 茨城大学教授
					太田 美恵 昌子 森口 恒男 山下

				菊池 龍三郎 長谷川 幸介
社会教育施設見学	見学施設・・・茨城県県西生涯学習セントラル、茨城県自然博物館ほか	6	見学 實地指導	茨城大学教授 茨城大学専任講師 茨城県教育厅生涯学習課 茨城県教育厅生涯学習課 茨城県教育厅生涯学習課
社会教育特講	【特講 A】社会の変化と社会教育への影響	3	講義 講義 講義 講義 講義	創価大学教授 茨城大学助教授 茨城大学助教授 茨城大学教授 茨城大学助教授
	【特講 B】社会教育をめぐる新しい動向	3	講義 講義 講義 講義 講義	有馬 純達 岩佐 淳一 渋谷 敏司 大嶋 和雄 小川 正賢
	【特講 C】社会教育の内容・方法等に関する理解	3	講義 講義 講義 講義 講義	藤平 誠二 吉田 昭久 川又 諭 酒井 はるみ 渡辺 博史
	特 別 講 義	3	講義	日立製作所日立工場副工場長 茨城大学助教授 流通経済大学教授
				鈴木 喆一 加納 孝四郎 太田 美恵
				森口 昌子 山下 恒男
				茨城産業会議議長 常陽銀行会長 元国土庁事務次官
				石川 周

## 5. 受講者の属性

平成7年度の受講者は茨城県103名、栃木県23名、東京都1名の合計127名であった。男女別では男性が122名、女性が5名であった。生涯学習の現実の担い手が女性であること、さらに生涯学習だけでなく福祉、環境、エネルギーなど女性の視点が決定的に重要となってきているにもかかわらず、女性の社会教育主事はきわめて少なく、早急な増員が求められている。その意味でも本年度の5名というのは非常に少なかったといってよい。これについては茨城、栃木両県教育委員会とも女性が受講するよう努力しているがなかなか出てきていらない現状である。たとえば女性教師についてみると、男性教師で希望する人たちを押しのけてまで言い出しにくいとか、あるいはそもそも学校教育以外の教育分野のことなど自分には無関係のことと思いこんでいる女性教師が少なくないからだと考えられる。もっと女性教師あるいは行政内部に勤務する女性職員からの受講希望者が出やすい環境やシステムをつくること、これは今後の課題である。

また所属別にみると、学校教員が110名、都道府県及び市町村の行政職員が17名であった。

## 6. 講習の内容からパネルディスカッション、実践報告を例として—

### (1) 講義

講義での改善点は、まず「社会教育計画」の中に施設経営に関する内容を取り入れたことである。つまり「社会教育計画Ⅶ」では、建物だけでなく展示内容・方法の斬新さによって開館半年間で予想を大きく上回る入場者を迎えて注目されている茨城県自然博物館長（前東京多摩動物園長）、東京一極集中に抗して地方からの文化・芸術発信を試みている水戸市芸術館の事務局長、さらに民間施設としては笠間日動美術館事務局長にそれぞれ興味深い施設経営のノウハウを講義して貰った。これは受講者に好評であった。

また「社会教育特講」でも改善点がある。【特講A：社会の変化と社会教育への影響】では「環境破壊の進行と社会教育の課題」を、【特講B：社会教育をめぐる新しい動向】では、「生涯学習の推進と大学教育の課題」「5日制・いじめ・不登校等学校教育の諸問題と青少年教育のパラダイム転換」「企業の社会参加の推進と社会教育の課題」「ボランティアの育成と組織化の課題」等社会教育を巡る新しい問題やテーマを取り上げた。このうち企業の社会参加に関しては日立製作所の副工場長から企業内教育及び地域貢献の興味深い実例を講義して貰った。さらに、【特講C：社会教育の内容・方法等に関する理解】では、「地域における健康づくり」「地域における新しい集団の組織化の方法」「差別問題」等を取り上げた。この中で「地域諸集団」の講義は、従来の社会教育行政のように、地域婦人会や青年団など衰微した既成の社会教育団体だけを相手としているのでは、生涯

学習の推進は望めないことから、地域内の新しい集団やサークルの発掘や組織化が必要であり、それに関する具体的な手法について講義して貰ったものである。

## (2)社会教育演習

社会教育演習は、「グループ研究」と「体育・レクリエーションと野外教育の企画と展開」、「地域生涯学習社会づくりのプロセスと方法論」からなる。

### ①グループ研究

従来、グループ研究は家庭教育、勤労青少年教育、在学青少年教育、成人教育、婦人教育、高齢者教育などの社会教育行政の仕切りごとに、そしてほぼそのままの名称でグループ研究を行う部会を組織してきた。しかし、これでは社会教育や生涯学習についてほとんど理解していない受講者の学習意欲を喚起することは難しいと考え、次のように生涯学習の推進に関係する内容を中心にして部会を組織した。

第Ⅰ部会：「地域ルネッサンスと生涯学習」部会

第Ⅱ部会：「ナマケ男を動かす生涯学習」部会

第Ⅲ部会：「性役割と女性の社会参画」部会

第Ⅳ部会：「オタクっ子が輝く学校外教育を構想する」部会

第Ⅴ部会：「人生80年型時代の高齢者いきがいづくり」部会

第Ⅵ部会：「地域人材さがしと学習ボランティア」部会

第Ⅶ部会：「誰もが役立つ奮い立つ学習情報・相談」部会

第Ⅷ部会：「学社フレッシュ連携部会」部会

社会教育主事が地域で関わるさまざまの生涯学習関係の主な役割を挙げたのだが、名称を変えただけでなく、各グループのねらいを明確にした。助言は大学教官8名（茨城大学7名と常磐大学1名）と県教育庁生涯学習課と県水戸生涯学習センターの社会教育主事8名が行った。効果はかなりあったといってよい。受講者の取り組みの姿勢がより積極的になっただけでなく、社会教育主事の役割がよりリアルに把握できたと評価する受講者の声が少なくなかったからである。

### ②体育・レクリエーション・野外教育の企画と展開

従来も体育・レクリエーションの演習の時間は設けていた。しかし余暇や自由時間の増大、健康への関心の高まりを背景にして、社会体育担当に限らず社会教育主事の役割に体育・レクリエーションさらに野外教育に関する内容をより盛り込む必要が出てきている。そこで本年度は「自然観察の技法や態度」「アウトドアライフの理論と基本的技法」につ

いて専門家による講義と実習を取り入れた。

### ③地域生涯学習社会づくりのプロセスと方法論

受講者はいずれも市町村の社会教育行政において直接に、あるいは学校において間接に地域生涯学習社会づくりに携わるわけであるが、その具体的なテーマと方法や手順について直接に関係者から話を聞く機会を設けた。

#### ③-1 実践報告

講義だけではどんなに新鮮な内容を盛り込んでも生涯学習の推進に関わる社会教育行政についてリアルな認識を獲得することは難しい。そこで新しく設けたのが「実践報告」である。本年度は生涯学習の推進に取り組んでいる4人の行政職員等に社会教育行政、特に生涯学習推進行政に関して報告をお願いした。

第1は、「学校は生涯学習と無関係かー新しい学力観は学校を超えた学習環境の設計からー」というテーマで、生涯学習時代における学校教育の役割は学習環境の設計にあるという観点から、それを特に「生活科」を中心として取り上げて貰った。

第2は、派遣社会教育主事は町村教委に3年間勤務することになっているが、その3年間で生涯学習の基盤づくりができるかどうか、受講者にとっても大いに関心のあるところである。そこで現在、これについて注目すべき実践を行っている久慈郡大子町派遣の社会教育主事に実践報告を依頼した。

第3は、生涯学習に本格的に取り組んでいる真壁郡関城町の生涯学習室推進から「町民大学ペアーノ」の実践報告をして貰った。

第4は、全市28小学校区すべてに専任の館長と職員を擁する公民館が設置され、積極的に生涯学習の推進に努めている「水戸好文カレッジ」から、とりわけ各地区における個性的な生涯学習地区推進組織づくりの例を報告して貰った。

#### ③-2 「公開フォーラム：“生涯学習と地域づくりは手前ミソでーわがマチづくり、ムラづくりへの思いー”」の実施

「公開フォーラム」を行ったことも今年度の講習の新しい試みである。実際に生涯学習に積極的に取り組んでいる那珂郡山方町長と首都圏に位置しながら個性的な文化コミュニティづくりを進めている稻敷郡美浦村長にはそれぞれの実践を報告して貰った。さらに国立沖縄青年の家所長からは生涯学習を地域づくりに生かしている全国の実例の報告を、また本学生涯学習教育研究センター専任からは市町村の生涯学習を推進するに当たっての課題と方向について問題提起して貰った。議論も活発で講習後の受講者の評価も大変高かつた。

たので、これは今後も継続していきたい。

これらの他にも今回の講習では興味ある講義や演習が少なくなかったが、紹介は省く。

## 7. 今後の課題

以上のように、今年度の講習は講習の内容・方法など様々な面で見直しを行った。その成果は予想した以上であったといってよい。しかし、問題や課題も少なくない。最後に重要な問題をいくつか挙げておきたい。

①講義が余りにもコマ切れ過ぎないかという問題である。3時間の講義、1・5時間の演習が少なくなかったことから、結果的に詰め込み的になってしまっているという反省である。グループ研究の助言担当者16名を除いても、約40名が毎日入れ替わり立ち替わりで講義・演習を行うのである。魅力的なカリキュラムを編成するためにさまざまな地域人材の協力を得たのであるが、そのことが逆に詰め込み的な講習にしているのではないかということである。どの程度なら適当か、これは今後の検討課題である。

②講習の時期と期間が現状のままでよいかということである。講習はどこの大学も夏季に集中して行っているが、今回のように猛暑の時には、講義室にだけは冷房装置はあっても全体としては冷房設備は貧弱であるため、夏季の講習は学習効率の点から適切であるかどうかという問題である。なかにはもっと短縮できないかという声もある。今のところ解決策はないが、以前にわれわれ担当者の間で話題になった「分割履修方式」との併用を考えはどうかという意見もある。つまり期間でいえば1ヶ月程度（6単位程度）を集中履修方式でこなし、残りは毎週数時間ずつ大学に通学して受講してもらう方式である。③大学在学中に履修した単位の取り扱いの問題がある。法的には大学在学中に履修した単位は認めてよいことになってはいる。しかし各大学とも講習の運営が煩雑になるからという理由で受講生には一斉に履修してもらう「一斉履修方式」を強制している。しかしこれについてもそろそろ検討の時期にきてていると考える。④女性の受講者をより増やすべきである。前述したように、生涯学習の主たる参加者は女性であるとの他に、生涯学習の推進にはさまざまの女性的な視点や発想が不可欠であり、その意味でも社会教育主事により多く女性を採用すべきであるというのは正当な要求であると考える。しかし受講者名簿になかなか女性が出て来にくいという現状があることから、この問題はまず特に行政の方で検討されるべき課題である。

⑤学習評価の問題についても検討されるべきである。受講科目や時間がコマ切れなため、評価がしにくいくらいという問題をどう解決するかである。またその指導評価の体制をどうつくるかも重要な問題であると考える。

### 注および参考文献

- (1) 今村武俊「社会教育主事の専門性に関する一考察」『社会教育』全日本社会教育連合会, 1971年9月号, p. 36-37
- (2) 日高幸男「社会教育主事の専門性とその職務」『社会教育』全日本社会教育連合会, 1972年5月号, p. 38-39
- (3) 高倉嗣昌「社会教育主事の専門性」『社会教育の経営』(社会教育講座3) 第一法規, 1979年, p. 204
- (4) 島田修一「社会教育労働論」『社会教育』(講座 日本の教育9) 新日本出版社, 1975年, p. 210, 島田修一「社会教育労働論」芝田進午編『公務労働の理論』青木書店, 1977年, p. 196
- (5) 安原昇「施設・団体と指導者」, 新堀道也編『社会教育学』(現代教育学シリーズ11) 有信堂, 1981年, p. 100
- (6) 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年4月社会教育審議会答申), 文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』, 平成元年, 第一法規, p. 298-299
- (7) 「社会教育主事の養成について」(昭和61年10月社会教育審議会成人教育分科会報告), 注(7)の前掲書, p. 516-522
- (8) 菊池龍三郎「大学生涯学習教育研究センターと地域社会の連携—現状と課題及び方向ー」, 日本生涯教育学会年報第16号『特集 大学改革と生涯学習』, 1995年11月, p. 21-31